

入札公告

公告第 19 号
令和5年3月27日

分任契約担当官
陸上自衛隊今津駐屯地
第397会計隊今津派遣隊長 光安達哉

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 競争に付する事項

件名	規格	単位	数量	引取期限	引渡場所
使用済車両売払い(73式中型トラック)ほか2件	別紙内訳のとおり	式	1	代金納付の日から5日以内 (令和5年6月30日までに搬出)	陸上自衛隊今津駐屯地

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人、又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格「物品の買受」C等級以上に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 使用済車両の再資源化等に関する法律に規定する「引取業者の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」及び、「破碎業の許可」の全てを満たしている者又は引取業者の登録を有し他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、4月12日(水)17:00までに下請け申請書を提出する。
- (5) **仕様書で示す解体及び破碎の工程表を入札1日前までに提出**できる者。
- (6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (8) 入札心得で定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行う者。
- (9) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
- (10) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (11) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (12) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (13) 下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
- (14) 下請負承認申請書を提出する場合は、下請負承認申請書に**下請負者の連絡先及び担当者名を記載するもの**とし、契約担当官等は下請負承認申請の承認に当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、確認ができなかった場合は当該下請負を承認しない。電話等による確認期間は令和5年4月13日(木)17:00までとする。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札資料は、下記に示す期間陸上自衛隊今津駐屯地第397会計隊今津派遣隊 契約班窓口において配布する。

令和5年3月27日(月)～令和5年4月13日(木) (土曜日日曜日祝日を除く0900～1200 1300～1630)

4 入札(現場)説明会日時及び場所

実施しない。希望者には令和5年3月28日(火)～令和5年4月13日(木)(土曜日日曜日祝日を除く0900～1200 1300～1630)の範囲内で事前連絡及び調整により個別で実施する。

5 入札日時及び場所

(1) 日時

令和5年4月14日(金)1030～

(2) 場所

陸上自衛隊今津駐屯地 会計隊入札室 **※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵便入札で実施する。**

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 : 免除
- (2) 違約金 : 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- (3) 車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10%に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

7 入札条件

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 売払物品の引取、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (3) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (4) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れた瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (5) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

- 8 入札の無効
- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札。
 - (2) 入札に関する条項に違反した入札。
 - (3) 入札金額、入札者の氏名が判別しがたい入札。
 - (4) 入札者が「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合に、当該入札者が提出した入札。
 - (5) 「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約を行わない者の入札。
- 9 契約書の作成の有無
落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。なお、契約書には駐屯地用標準契約書「売払い物品の解体に関する特約条項」を付す。
- 10 落札決定方法
総額決定
総額が予定価格の範囲内で最高の価格をもって申し込みした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 11 売払代金の納付期限
令和5年6月30日まで 但し、物品の引渡までに納付しなければならない。
- 12 所有権移転の時期
当該物件の引渡が完了したとき。
- 13 物件の引渡完了の時期
代金納付の日から5日以内。ただし、第1項の引取期限を過ぎないものとする。
- 14 その他
- (1) 電報・電話による入札は認めない。
 - (2) 代金は、搬出開始までに納付すること。
 - (3) 引渡時間は 09:00～16:00までとする。
 - (4) 契約の成立の時期は、契約書に双方が記名押印した時とする。
 - (5) 入札参加を希望する者は、別紙2「受付票」、「資格審査結果通知書(写)」、第2項(4)に示す各資格を証明する書類及び仕様書で示す解体及び破碎の工程表を入札日1日前迄に提出し、参加の一報をすること(提出書類はFAX可)。
 - (6) 「入札書」の書式は当隊で準備するので、事前に入手すること。
 - (7) 入札書を郵送する場合は書留郵便とし、前日までに必着するよう処置すること。
 - (8) 代理人で入札参加する業者は、入札書に添えて委任状を提出すること。
 - (9) 当該売払車両部品を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となる。
 - (10) 入札に関する事項の問い合わせ先
〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津平郷国有地
陸上自衛隊今津駐屯地 第397会計隊今津派遣隊 契約班 (担当 影山)
TEL 0740-22-2581(内線348) FAX 0740-22-1309(直通)
 - (11) 引取等に関する事項の問い合わせ先
〒520-1621 滋賀県高島市今津町今津平郷国有地
陸上自衛隊今津駐屯地 業務隊管理科(担当 高崎)
TEL 0740-22-258 (内366)

本公告は、第397会計隊今津派遣隊掲示板、第397会計隊大津派遣隊掲示板、第397会計隊掲示板、及び中部方面会計隊HP <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載している。

使用済車両売払い 内訳書

No.	品名	規格	単位	数量	引渡場所
1	73式中型トラック	トヨタ BDX30	台	1	今津駐屯地
2	1/2tトラック(指揮・連絡用)	三菱 V16BBSFA	台	3	今津駐屯地
3	救急車(4×2)2ベット型	トヨタ CBF-TRH221S	台	1	今津駐屯地

競争入札受付票

令和 年 月 日

入札件名	使用済車両売払い（73式中型トラック）ほか2件	入札日時	令和5年4月14日 1030
住所			
会社名			
		(TEL	- -)
		(FAX	- -)
担当者（氏名）			

* 現場確認について、希望される日付をご記入ください。

チェック欄					
	第1希望	月	日	AM	PM
	第2希望	月	日	AM	PM
	第3希望	月	日	AM	PM
	希望しない				

入札参加希望の方は本紙と次の証明書類を必ず同時にFAXしてください。
添付書類が揃わない場合入札できませんのでご注意ください。

FAX番号 0740-22-1309

- 1 令和4・5・6年度全省庁統一資格「物品の買受」C等級以上に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者。
- 2 使用済車両の再資源化に関する法律（平成14年法律87号）第44条に基づく「引取業者の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」及び「破碎業の許可」の全ての証明書
- 3 解体及び破碎の工程表（様式随意）

売払車両車種別一覧表

番号	品名	規格	車両番号	車体番号	リサイクル番号
1	73式中型トラック	トヨタBDX30	07-5960	BDX30-0001754	0404-0055-8336
2	1/2tトラック(指揮・連絡用)	三菱V16BBRSFA	01-8417	V16-0800350	1104-0039-7270
3	1/2tトラック(指揮・連絡用)	三菱V16BBRSFA	01-8574	V16-0800490	1104-0039-7335
4	1/2tトラック(指揮・連絡用)	三菱V16BBRSFA	01-9201	V16-0900620	1104-0039-7492
5	救急車(4×2)2ベット型	トヨタCBF-TRH221S	08-7354	TRH221-0019545	0404-0056-1422

車両屑(車種別)数量内訳書 (単位:kg)

今津駐屯地

品名(車種)	鉄屑					銅			真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未価値品	計
	材質	特級	1級	2級	級外	上	並	下	真鍮	鋳物						
73式中型トラック(06-5960)	638.7	795.0	134.4	1,142.0	21.0	4.7	1.7		22.9		31.5	26.0	22.5	210.0	249.9	3,300.3
1/2tトラック 指揮・連絡用(01-8417)	306.0	251.0	232.0	456.0	230.0	3.0			2.0		16.0	22.0	31.0	105.0	296.0	1,950.0
1/2tトラック 指揮・連絡用(01-8574)	306.0	251.0	232.0	456.0	230.0	3.0			2.0		16.0	22.0	31.0	105.0	296.0	1,950.0
1/2tトラック 指揮・連絡用(01-9201)	306.0	251.0	232.0	456.0	230.0	3.0			2.0		16.0	22.0	31.0	105.0	296.0	1,950.0
救急車(4×2)2ベット型(08-7354)	151.8	485.7	489.7	968.1				4.0			34.4	9.6	72.8	62.7	121.2	2,400.0
計	1,708.5	2,033.7	1,320.1	3,478.1	711.0	13.7	1.7	4.0	28.9	0.0	113.9	101.6	188.3	587.7	1,259.1	11,550.3

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
使用済車両売払い		GV-Z001013C	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作 成	平成30年 6月13日
		変 更	令和 4年 7月14日
		作成部隊等名	補給統制本部 火器車両部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する使用済車両（以下，“車両”という。）の売払いについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

リサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）

c) 関連文書

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）〔陸幕4第275号（44.10.1）〕

2 売払いに関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- 契約の相手方は，“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，“法律”という。）に基づき実施する。
- 契約の相手方は、法律に示す4つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）をもつ者又は引取業の資格をもち、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札開始前までに下請負承認申請書を提出し、承認を受けた者とする。

c) 売払い車両及び売払い車両の引渡しなどに関する事項は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 引渡し

契約の相手方は、引渡し場所から解体・処分場まで搬送し、処分を行う。また、引渡しを受けた場合、受領書を提出する。

2.3 自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は、車両に添付された自動車リサイクル券について、法律に基づき、使用済自動車として手続きを行う。

2.4 転売の禁止事項

契約の相手方は、引渡しを受けた車両を部品とする以外は転売してはならない。また、外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームは、一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通したときには損害賠償を請求する。

2.5 引渡車両の解体・処分要領

契約の相手方は、引渡車両の解体・処分にあたっては、2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から3か月以内に、法律に示す基準に従ったプレス、せん断処理又は電炉等における溶解まで実施する。また、引渡車両の解体・処分の確認のため車体番号ごとに破砕又は溶解後15日以内に撮影した工程写真を添付する。なお、車台番号の断片確認が困難な場合は、必要に応じ官側の現地確認を受ける。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

4.2 安全管理

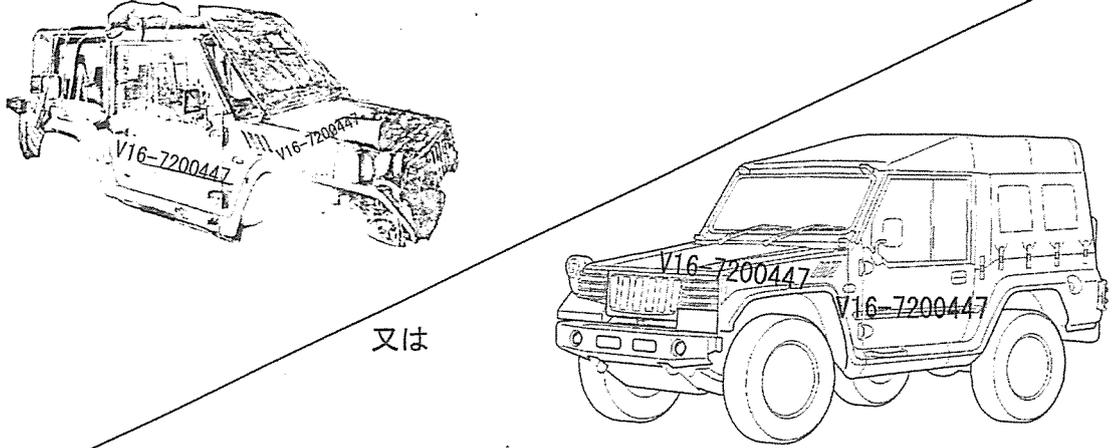
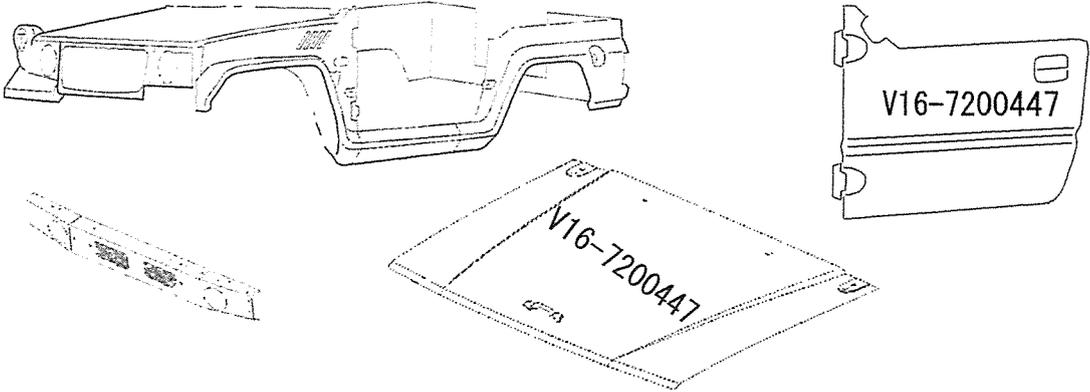
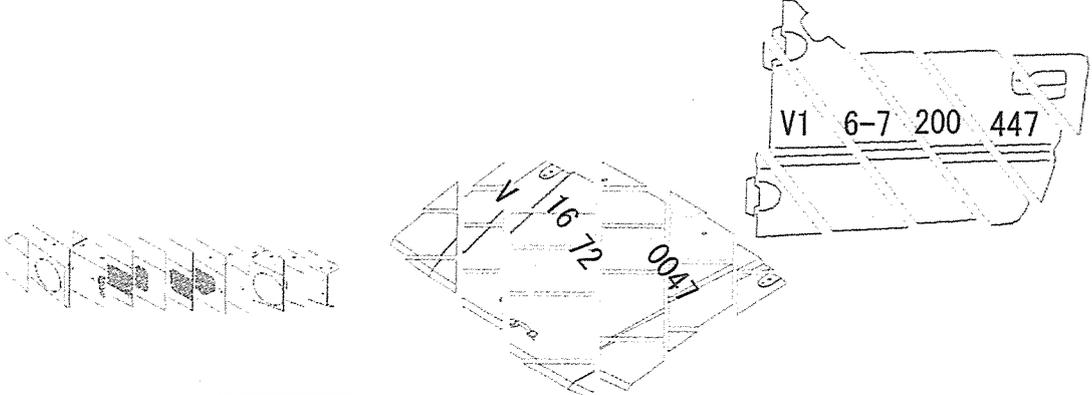
売払い処分における作業は、安全管理に万全を期する。

4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

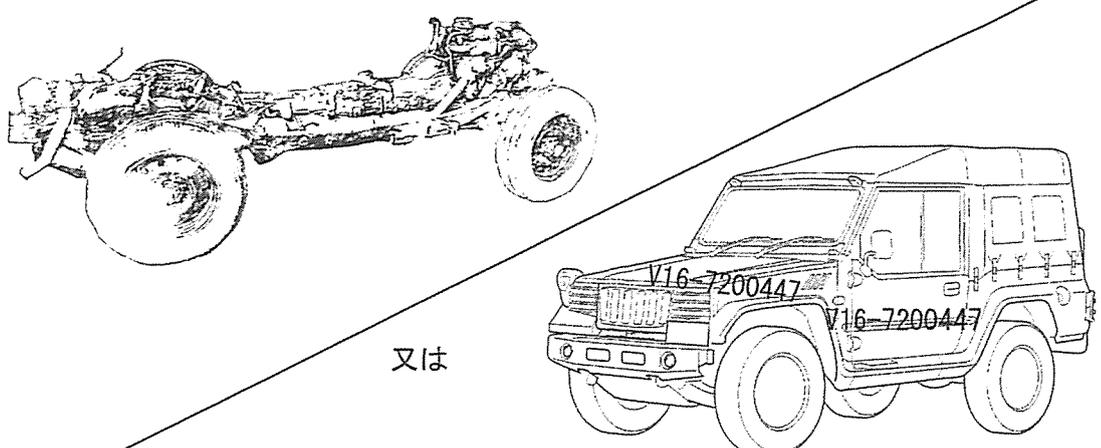
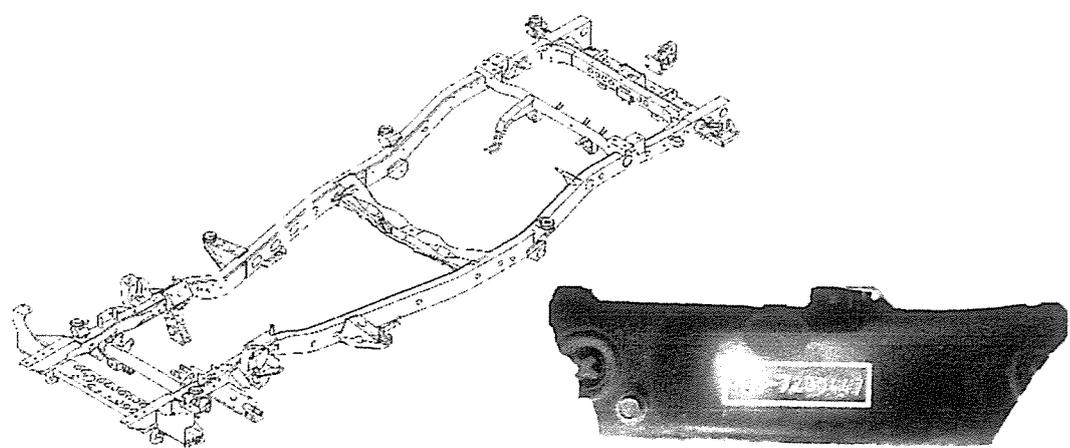
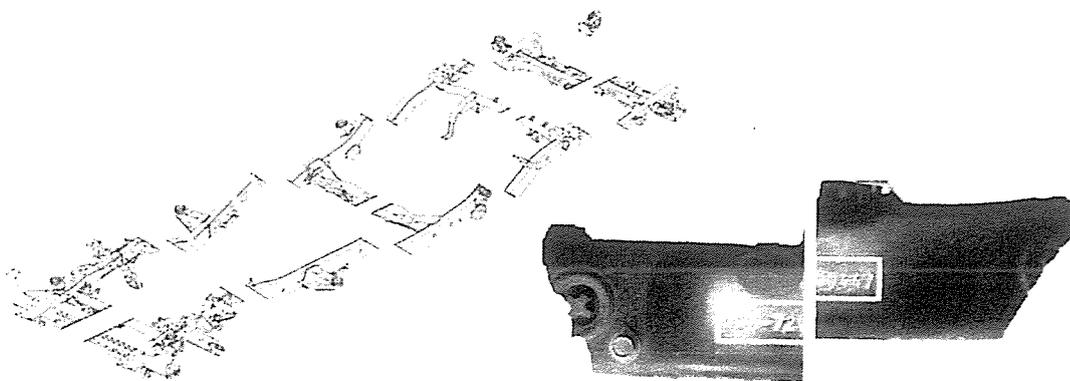
表1-提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	注記
1	受領書	1部	a)	売払い品の引渡し時	様式は、GLT-CG-Z000001の図8による。
2	下請負承認申請書 ^{b)}			入札開始前までに。	陸幕会第317号(27.3.5)別冊第1「入札及び契約心得」別紙様式16-1都道府県知事の許可証を添付
3	作業工程表			契約書締結までに。	-
4 ^{c)}	解体及び破碎(又は溶解)の工程写真			作業完了後15日以内	車台番号ごと、作業前、解体後、粉碎(又は溶解)後に撮影する。 様式は、図1及び図2による。
5 ^{c)}	解体証明書				様式は、図3による。
6 ^{c)}	破碎(又は溶解)証明書				様式は、図4による。
<p>注^{a)} 提出先は、調達要領指定書によって指定する。</p> <p>注^{b)} 契約の相手方がフロン回収、解体、破碎の全てを実施する場合を除く。</p> <p>注^{c)} 2.4で転売禁止とした車両のキャビン、ボデーなどの外装部品及びフレームだけ。</p>					

車台番号 (車番)	○○○○○○ (○○-○○○○)
	キャビン・ボデー等外装部品
作業前	<p>解体作業前の写真を添付（絵はイメージ）</p> 
解体後	<p>部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ） 車台番号を付したボンネット及びドアなどは単独で撮影する。</p> 
破碎又は 溶解後	<p>破碎又は溶解した状態の写真を添付 絵は破碎（せん断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること。 破碎（プレス）及び溶解による場合も車台番号の断片が分かるように添付する。 写真の添付が困難な場合は、必要により現地確認を受ける。</p> 

注記 ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

図1-工程写真の様式

車台番号 (車番)	○○○○○○○ (○○-○○○○)
	フレーム
作業前	<p>解体作業前の写真を添付（絵はイメージ）</p>  <p>又は</p>
解体後	<p>部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ）</p> 
破砕又は 溶解後	<p>破砕又は溶解した状態の写真を添付 絵は破砕（せん断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること。 破砕（プレス）及び溶解による場合も車台番号の断片がわかるように添付する。 写真の添付が困難な場合は、必要により現地確認を受ける。</p> 

注記 ファックス又は白黒写真の場合でも描き付けられた車台番号が鮮明に視認可能なものとする

図2-工程写真の様式

年 月 日

解体証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇

代表者名

印

契約番号〇〇〇〇の解体処分について、次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 解体実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 解体実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印
- 6 現地確認実施者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

- ※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付
- ※ 現地確認を受けた場合には現地確認実施者を記載
- ※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図3—解体証明書の様式

年 月 日

破 碎（溶 解）証 明 書

分任契約担当官
陸上自衛隊〇〇駐屯地
第〇〇会計隊長 〇〇〇〇

〇〇〇〇
代表者名 印

契約番号〇〇〇〇の特定部位について、次のとおり破碎（溶解）処置致しましたことを通知申し上げます。

- 1 溶解実施会社名 〇〇〇〇
- 2 処分品の名称及び数量
- 3 溶解実施日 年 月 日
- 4 部品等の転売 2. 4の転売禁止事項に係る転売はありません
- 5 証明書提出立会者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印
- 6 現地確認実施者 〇〇補給処 〇〇部〇〇課 〇〇〇〇 印

- ※ 下請けに出した場合は、下請企業の証明書を添付
- ※ 現地確認を受けた場合には、現地確認実施者を記載
- ※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図4－破碎（溶解）証明書の様式

調達要領指定書

調達要領指定書	作成部隊	今津駐屯地業務隊
	作成年月日	令和5年3月13日
品名	使用済車両売払い	
仕様書番号	GV-Z001013C	
指定事項	<p>1. 3 売払物品 使用済車両「使用済車両売払い要求書」のとおり</p> <p>台数・重量 総数 車両 1台 ・ 重量 3300 Kg 今津駐屯地 73式中型トラック ×1</p> <p>引渡場所 滋賀県高島市今津町今津平郷国有地 陸上自衛隊 今津駐屯地</p> <p>引渡期日 令和5年6月30日(金)</p> <p>その他 売払い車両の引渡しに際しては官側の立会いを要するため事前に引取日の調整及び入門者の名簿の提出を要する。</p>	

調達要領指定書

調達要領指定書	作成部隊	今津駐屯地業務隊	
	作成年月日	令和5年3月15日	
品名	使用済車両売払い		
仕様書番号	GV-Z001013C		
指定事項	<p>1. 3 売払物品 使用済車両「使用済車両売払い要求書」のとおり</p> <p>台数・重量 総数 車両 3台 ・ 重量 5850 Kg 今津駐屯地 1/2tトラック ×3</p> <p>引渡場所 滋賀県高島市今津町今津平郷国有地 陸上自衛隊 今津駐屯地</p> <p>引渡期日 令和5年6月30日(金)</p> <p>その他 売払い車両の引渡しに際しては官側の立会いを要するため事前に引取日の調整及び入門者の名簿の提出を要する。</p>		

調達要領指定書

調達要領指定書	作成部隊	今津駐屯地業務隊
	作成年月日	令和5年3月15日
品名	使用済車両売払い	
仕様書番号	GV-Z001013C	
指定事項	<p>1. 3 売払物品 使用済車両「使用済車両売払い要求書」のとおり</p> <p>台数・重量 総数 車両 1台 ・ 重量 2410 Kg 今津駐屯地 救急車(4×2)2ベット型 ×1</p> <p>引渡場所 滋賀県高島市今津町今津平郷国有地 陸上自衛隊 今津駐屯地</p> <p>引渡期日 令和5年6月30日(金)</p> <p>その他 売払い車両の引渡しに際しては官側の立会いを要するため事前に引取日の調整及び入門者の名簿の提出を要する。</p>	